

熊本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出総額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 731,264	千円 405,529,703	千円 6,980,229	千円 81,713,134	% 20.1	% 21.3

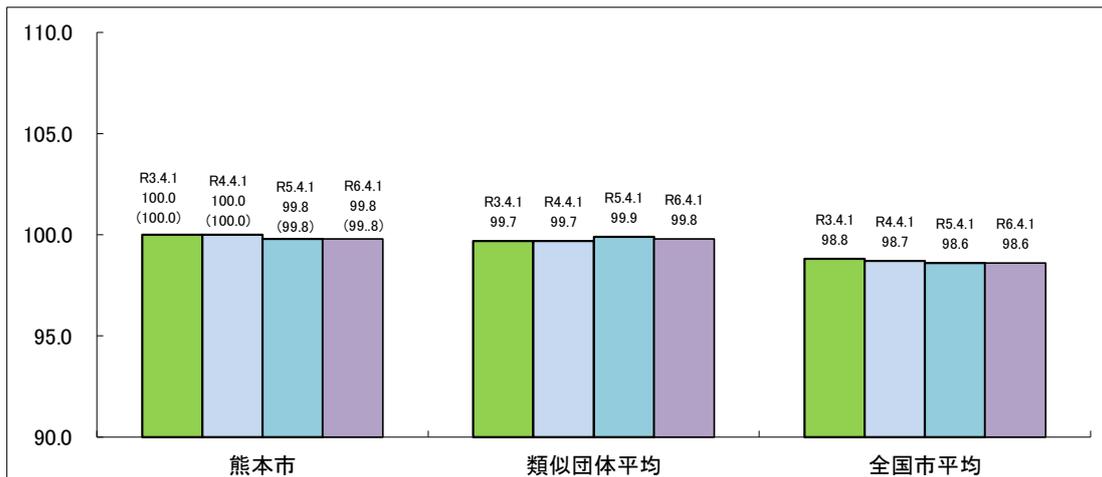
(注)人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
R5年度	人 9,059	千円 37,673,322	千円 5,994,700	千円 14,672,798	千円 58,340,820	千円 6,440	千円 6,725

- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
R6年度	円 364,178	円 354,342	9,836 円 2.78 %	2.78 %	% 2.78

(参考) 国の改定率	%
2.76	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
R6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60

(参考) 国の年間 支給月数	月
4.6	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日
 【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。(ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日 時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止(2年間の経過措置有)
- ・昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)
- ・地域手当引上げ(国準拠)(東京事務所等職員及び医療職員)
- ・退職手当支給水準調整(国準拠)
- ・管理職手当引上げ(平成31年3月31日まで3%減額)
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設(5年間の経過措置有)
- ・単身赴任手当引上げ(国準拠)
- ・人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	41.7 歳	320,300 円	397,073 円	346,245 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	55.8 歳	358 人	346,700 円	387,268 円	358,215 円
清掃職員	55.1 歳	121 人	359,900 円	421,059 円	375,769 円
学校給食員	54.7 歳	54 人	328,800 円	343,115 円	338,022 円
守衛	56.1 歳	12 人	360,300 円	497,016 円	373,025 円
用務員	57.2 歳	80 人	326,500 円	340,807 円	335,317 円
自動車運転手	55.7 歳	35 人	363,500 円	388,712 円	374,883 円
その他	55.9 歳	56 人	350,800 円	398,902 円	358,775 円
熊本県	56.0 歳	162 人	321,885 円	356,697 円	334,835 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	51.8 歳	883 人	310,861 円	390,058 円	362,447 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.34
学校給食員	飲食物調理従事者	45.6 歳	225,600 円	1.52
守衛	警備員	57.9 歳	208,800 円	2.38
用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.39
自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	58.2 歳	202,000 円	1.92
その他	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	—	—	—
清掃職員	6,890,808 円	4,376,300 円	1.6
学校給食員	5,752,380 円	3,012,200 円	1.9
守衛	7,738,192 円	2,604,300 円	3.0
用務員	5,565,184 円	3,297,300 円	1.7
自動車運転手	6,507,144 円	2,561,700 円	2.5
その他	6,530,224 円	— 円	—

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(令和3～令和5年の3カ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(1)とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特別支援・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.9 歳	384,000 円	421,303 円
熊本県	46.0 歳	386,206 円	432,129 円
類似団体	43.1 歳	361,573 円	439,388 円

④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	43.5 歳	354,800 円	386,563 円
熊本県	44.5 歳	364,829 円	402,966 円
類似団体	40.3 歳	346,574 円	416,577 円

⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	51.8 歳	372,200 円	476,943 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大学卒	204,500 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	171,300 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	173,700 円	— 円
	中学卒	— 円	156,700 円	— 円
教育職	大学卒	226,100 円	226,100 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	212,500 円	— 円	— 円
	高校卒	181,400 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,983 円	364,350 円	392,897 円	410,641 円
	高校卒	249,013 円	314,050 円	354,256 円	367,897 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	316,133 円	359,775 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	303,813 円	372,948 円	397,654 円	411,515 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	290,186 円	364,217 円	394,617 円	379,475 円
	高校卒	244,887 円	333,421 円	354,092 円	378,529 円

(注)経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

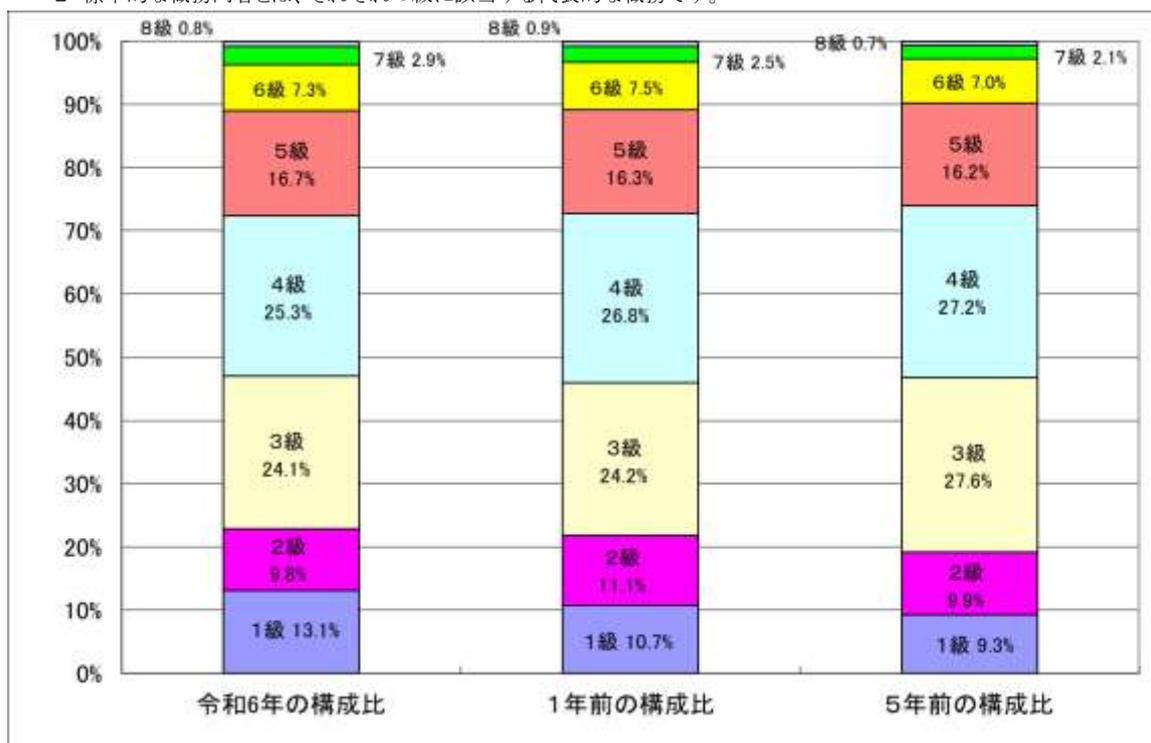
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

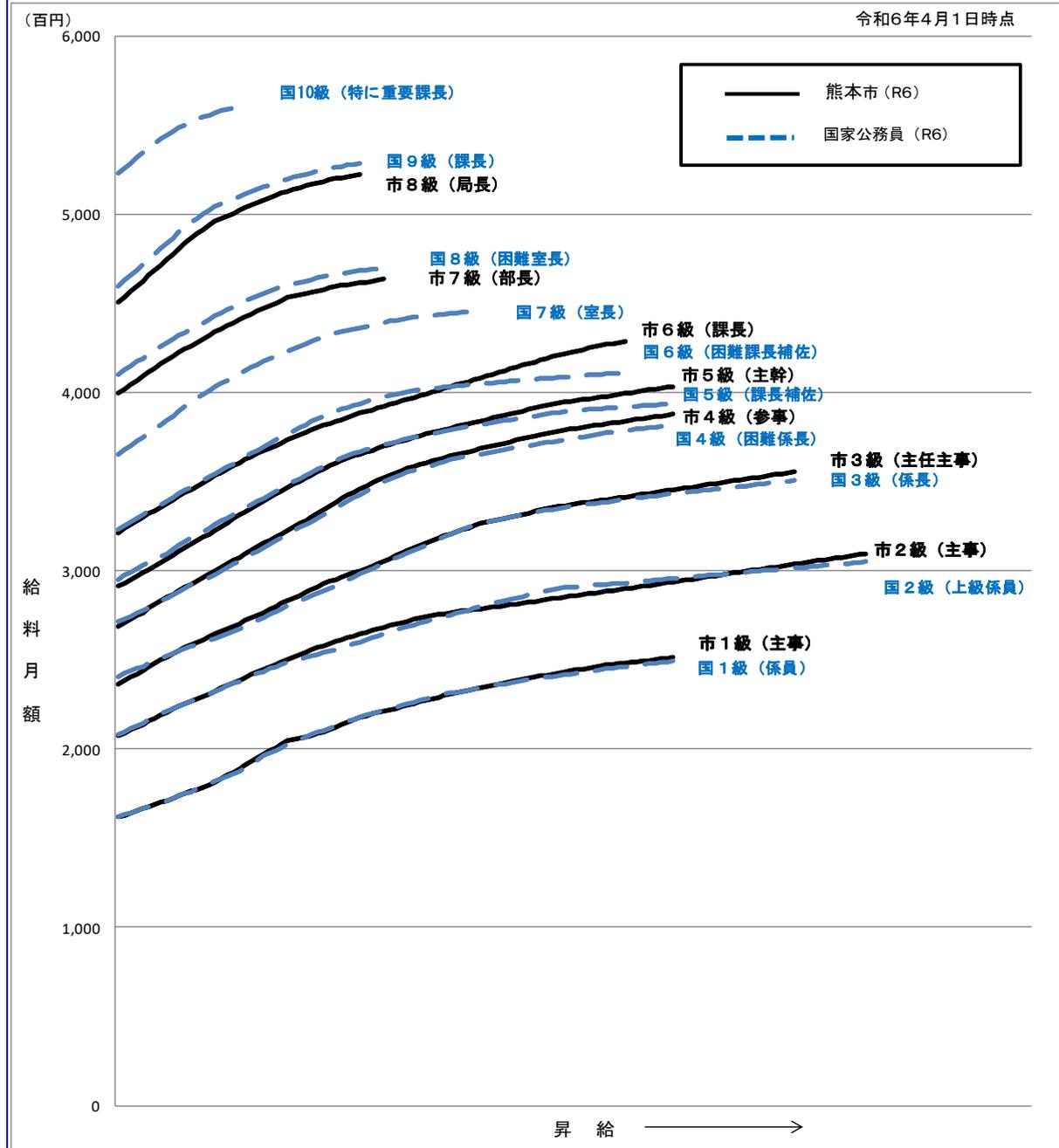
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	415人	13.1%	161,700円	251,700円
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	311人	9.8%	207,500円	309,800円
3 級	主任主事及び主任技師の職務	765人	24.1%	236,500円	355,600円
4 級	主査の職務	804人	25.3%	269,100円	388,100円
5 級	主幹の職務	531人	16.7%	291,300円	403,600円
6 級	課長の職務	231人	7.3%	321,600円	428,700円
7 級	部長の職務	91人	2.9%	399,700円	463,700円
8 級	局長の職務	25人	0.8%	450,800円	522,300円

(注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(熊本市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,597 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,778 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(熊本市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)			34,779 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			811,955 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	22 人	20 %
立川市	12 %	1 人	12 %
国分寺市	16 %	1 人	16 %
調布市	16 %	1 人	16 %
大津市	10 %	1 人	10 %
医師(歯科医師含む)	16 %	10 人	16 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		357,696 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		110,298 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)		34.7 %		
手当の種類(手当数)		18種(44手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	460円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	0円	日額 250円
同上	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に定める家畜伝染病(口蹄(てい)疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ)その他人事委員会の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。)のまん延を防止するために行う家畜の殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	日額 290円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	1,320円	1回につき 660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害農業による病害虫防除作業に直接従事したとき。	6,000円	日額 200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,698,000円	日額 500円
同上	精神保健指定医である職員又は心の健康センターに勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき診察したとき、又は心の健康センターに勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	32,335円	日額 290円
同上	区役所保健こども課又はこのころの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	20,585円	日額 230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等での工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	0円	日額 200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	224,750円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	162,000円	日額 400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	2,383,500円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	929,200円	日額 800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	800円	日額 400円

清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	5,334,030円	日額 780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	21,414,000円	日額 800円
同上	基盤整備課又は土木センターに勤務する職員	下水道、用排水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	487,800円	日額 600円
同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	303,660円	日額 280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したとき。	105,125円	日額 250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	7,764,500円	日額 500円
同上	保育園に勤務する職員又は保育幼稚園課に勤務する職員	保育業務に直接従事したとき。	6,328,875円	日額 150円
同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	8,063,500円	日額1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	110,400円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	305,175円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課(各税務室を含む。)、固定資産税課又は国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課(各税務室を含む。)及び固定資産税課に勤務する職員が、市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11,872,450円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 市営住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	187,220円	日額 370円

消防手当	消防職員(機関員を除く)	火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	37,613,220円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	22,516,800円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助資機材により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	25,344,660円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	11,638,000円	1当務につき800円 (日勤者にあつては勤務1日につき400円)
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	11,470,150円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める程度に及ぶとき。	141,108,450円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高等学校又は市立特別支援学校の主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、教育委員会規則で定める教務主任その他の主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	35,356,600円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であつて、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は指導に従事したとき。	218,660円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書その他の必要な書類による判定資料の作成を行ったとき。	590,700円	1時間につき300円

死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円(人事委員会が定める場合にあっては、2,000円)を超えない範囲内において人事委員会が定める額 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は、4,000円を超えない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円を超えない額 (夜間においては、1,500円を超えない額)
災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。)に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき10,000円を超えない額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は、20,000円を超えない額)
新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の患者又は当該感染症にかかっている疑いがある者がいる又は室内、車内、施設その他の人事委員会が定める場所において、当該感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したとき。	3,103,500円	日額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度 決算)	1,987,549 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (R5 年度 決算)	380 千円
支給実績 (R4 年度 決算)	2,347,996 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (R4 年度 決算)	452 千円

(6) その他の手当 (令和 6 年 4 月 1 日 現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間に ある子 1人につき5,000円加算	同	—	907,434 千円	253,290 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	671,537 千円	311,438 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	675,524 千円	83,393 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額の25/100以内を支給(国の制度)	600,280 千円	783,145 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	366,737 千円	429,602 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額309,200円以内を支給	同	—	35,569 千円	2,984,812 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	—	15,150 千円	822,624 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額合計額の25/100以内を支給(国の制度)	143 千円	47,732 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,791 千円	267,893 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	7,135 千円	108,793 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	43,146 千円	66,954 円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の適用を受ける職員 月額8,000円以内を支給	同	—	231,317 千円	64,648 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	1,193,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
	(- 円)			1,599,000 円/	500,000 円	
副 市 長	949,000 円			1,285,000 円/	841,000 円	
	(- 円)					
報 酬	議 長	822,000 円		1,179,000 円/	779,000 円	
	(- 円)					
	副 議 長	748,000 円		1,061,000 円/	707,000 円	
	(- 円)					
議 員	678,000 円			953,000 円/	648,000 円	
	(- 円)					
期 末 手 当	市 長	(R6年度支給割合)				
	副 市 長	3.45		月分		
	議 長	(R6年度支給割合)				
	副 議 長	3.45		月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		1,193,000円×在職月数×0.51		2,920 万円	任期ごと	
	副 市 長	949,000円×在職月数×0.24		1,093 万円	任期ごと	
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

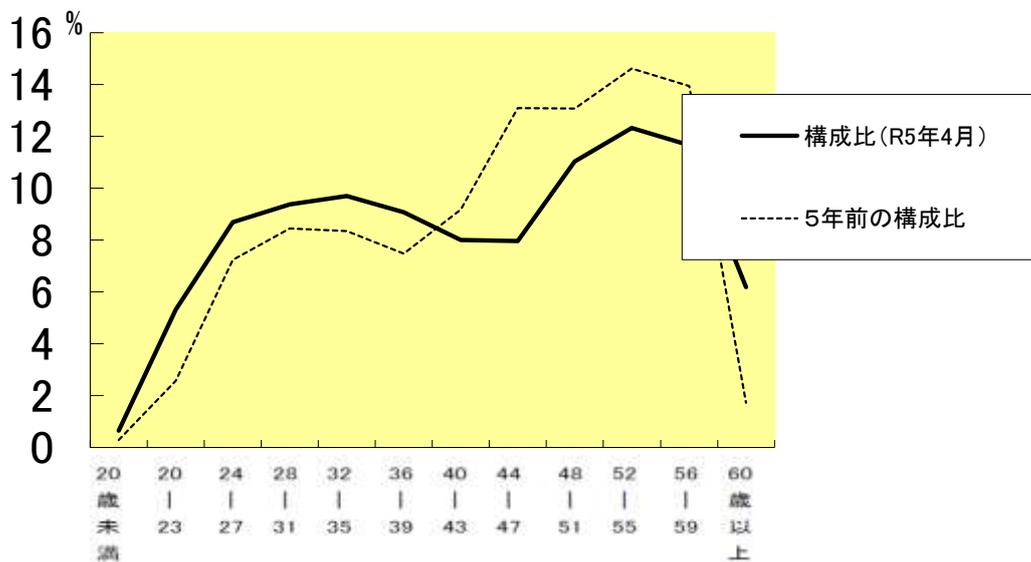
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)・年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	27	30	3	本庁舎建設に伴う体制強化 物価高騰への対応に向けた体制強化 コロナ関連業務縮小 雇用対策に向けた体制強化 市電延伸に伴う体制強化 <参考> 人口1万当たり職員数 49.56 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 46.65 人)
		総 務	773	806	33	
		税 務	208	210	2	
		民 生	874	945	71	
		衛 生	664	601	△ 63	
		労 働	3	3	0	
		農林水産	175	176	1	
		商 工	183	195	12	
		土 木	644	658	14	
		計	3,551	3,624	73	
	教育部門	4,710	4,826	116	新規採用者数の確保	
	消防部門	798	807	9		
	小 計	9,059	9,257	198	<参考> 人口1万当たり職員数 126.59 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 113.79 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門		病 院	743	794	51	安定的な病院運営に向けた医療職の体制強化
		水 道	205	205	0	
		交 通	78	76	△ 2	
		下水道	145	145	0	
		その他	167	176	9	
		小 計	1,338	1,396	58	
合 計			10,397	10,653	256	<参考> 人口1万当たり職員数 145.68 人
			[11,000]	[11,000]	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	69人	566人	926人	1,000人	1,033人	966人	853人	848人	1,176人	1,313人	1,243人	660人	10,653人

(3)職員数の推移

(単位:人・%) (単位:人・%)

部門別 \ 年度	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,695	3,534	3,517	3,556	3,551	3,624	▲ 71 (▲ 1.9%)
教育	4,117	4,189	4,611	4,627	4,710	4,826	709 (17.2%)
消防	803	807	801	805	798	807	4 (0.5%)
普通会計	8,615	8,530	8,929	8,988	9,059	9,257	642 (7.5%)
公営企業等会計	1,149	1,334	1,323	1,333	1,338	1,396	247 (21.5%)
総合計	9,764	9,864	10,252	10,321	10,397	10,653	889 (9.1%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
R5年度	千円 10,570,226	千円 2,458,180	千円 1,176,864	% 11.1	% 10.8

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。(令和5年度 309,581千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 237	千円 823,408	千円 127,351	千円 226,105	千円 1,176,864	千円 4,966	千円 6,670

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 市	40.9 歳	296,500 円	413,806 円
団 体 平 均	46.5 歳	362,111 円	553,686 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		熊本市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,469 千円		1,597 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	
管理職加算 5~25%		管理職加算 5~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

水 道 事 業			熊 本 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.59 月分	勤続20年	19.67 月分	24.59 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(対象者が0人又は少数の場合は非公表としています。)

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5 年度 決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5 年度 決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都の特別区に属する地域	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		694 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		17,802 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)		16.8 %		
手当の種類(手当数)		5種(12手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度実績)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	料金収納整理業務担当職員	停水処分業務	0円	処理件数1件につき 210円
同上	料金収納整理業務担当職員	停水解除業務	0円	処理件数1件につき 60円
同上	料金収納整理業務担当職員	滞納処分業務	0円	日額 370円
危険手当	設備管理業務担当職員	高圧受電設備の 管理・保守作業	0円	日額 250円
同上	設備管理業務担当職員	電気設備又は滅菌設 備の点検保守作業	215,935円	日額 190円
同上	水質検査業務担当職員	化学試験	321,970円	日額 220円
特別作業手当	施設管理業務担当職員	豪雨等状況下の 巡回監視等	191,000円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	管財業務担当職員	土地取得等交渉	0円	日額 400円
同上	漏水調査業務担当職員	深夜緊急補修作業 又は漏水調査作業	0円	日額 500円
清掃等作業手当	下水道施設管理業務担当職員	清掃作業又は汚泥 若しくは汚水の 運搬作業	0円	日額 780円
同上	下水道管渠管理業務職員	下水道の しゅんせつ作業	0円	日額 600円
特殊清掃作業手当	下水道施設管理業務担当職員	投入槽、消化槽の 内部点検清掃作業	0円	日額 250円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度 決算)	55,372 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5 年度 決算)	253 千円
支給実績 (R4 年度 決算)	54,575 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4 年度 決算)	256 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間に ある子 1人につき5,000円加算	同	—	19,982 千円	221,316 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	異	家賃の額に 応じて 28,000円を 限度に支給	18,459 千円	310,227 円

通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	17,544 千円	87,722 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額額の25/100以内を支給(国の制度)	11,262 千円	866,308 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	5,225 千円	254,290 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	279 千円	49,235 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	2,552 千円	179,081 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	17,360,929	1,975,633	903,417	5.2%	5.2%

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。(令和5年度 334,086千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
R5年度	158	569,100	109,571	223,670	902,341	5,711	6,737

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 市	39.8 歳	310,819 円	476,486 円
団 体 平 均	46.2 歳	366,139 円	561,984 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業			熊本市(一般行政職)		
1人当たり平均支給額(R5年度)			1人当たり平均支給額(R5年度)		
1,491 千円			1,597 千円		
(R5年度支給割合)			(R5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分		2.45 月分	2.05 月分	
(1.375)月分	(0.975)月分		(1.375)月分	(0.975)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
役職加算 5~20%			役職加算 5~20%		
管理職加算 5~25%			管理職加算 5~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

下水道事業			熊 本 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.59 月分	勤続20年	19.67 月分	24.59 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(対象者が0人又は少数の場合は非公表としています。)

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5 年度 決算)	1,058 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5 年度 決算)	528,728 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)	3,844 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	65,151 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)	37.6 %			
手当の種類(手当数)	5種(12手当)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度実績)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	料金収納整理業務担当職員	停水処分業務	0円	処理件数1件につき 210円
同上	料金収納整理業務担当職員	停水解除業務	0円	処理件数1件につき 60円
同上	料金収納整理業務担当職員	滞納処分業務	0円	日額 370円
危険手当	設備管理業務担当職員	高圧受電設備の 管理・保守作業	0円	日額 250円
同上	設備管理業務担当職員	電気設備又は滅菌設 備の点検保守作業	0円	日額 190円
同上	水質検査業務担当職員	化学試験	0円	日額 220円
特別作業手当	施設管理業務担当職員	豪雨等状況下の 巡回監視等	164,625円	日額 500円 (夜間 750円)
同上	管財業務担当職員	土地取得等交渉	0円	日額 400円
同上	漏水調査業務担当職員	深夜緊急補修作業 又は漏水調査作業	0円	日額 500円

清掃等作業手当	下水道施設管理業務担当職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業	3,998,670円	日額 780円
同上	下水道管渠管理業務職員	下水道のしゅんせつ作業	0円	日額 600円
特殊清掃作業手当	下水道施設管理業務担当職員	投入槽、消化槽の内部点検清掃作業	3,125円	日額 250円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	50,192 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	339 千円
支給実績 (R4年度決算)	54,575 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	256 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	20,204 千円	265,844 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	15,507 千円	309,102 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	10,554 千円	82,504 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額の25/100以内を支給(国の制度)	7,279 千円	808,800 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	3,696 千円	252,529 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	257 千円	55,071 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	2,093 千円	134,336 円

(3) 公営交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
R5年度	千円 2,158,229	千円 116,634	千円 1,150,610	% 53.3%	% 54.7%

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。(令和5年度636千円)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 83	千円 300,267	千円 79,871	千円 116,758	千円 496,896	千円 5,987

(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
千円 6,823

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	44.6 歳	312,527 円	500,399 円
団体平均	47.0 歳	339,829 円	573,536 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(うちバス事業運転手)

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
熊本市	- 歳	- 人	- 円	- 円
団体平均	50 歳	567 人	327,256 円	561,823 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
熊本市	バス運転者	57.2 歳	257,600 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	- 円	3,090,700 円	-

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
熊本市	- 歳	- 人	- 円	- 円
団体平均	45.1 歳	- 人	342,291 円	577,039 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
全国	鉄道運転従事者	41.1 歳	511,200 円	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	- 円	6,134,700 円	-

※ 団体平均は、鉄道事業(運転手以外の職種を含む。)に係る値です。

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(令和3～令和5年の3ヵ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(1)とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業	熊本市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,406 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,579 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5～20% 管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5～20% 管理職加算 5～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

交通事業	熊 本 市
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.67 月分 24.59 月分	勤続20年 19.67 月分 24.59 月分
勤続25年 28.04 月分 33.27 月分	勤続25年 28.04 月分 33.27 月分
勤続35年 39.76 月分 47.71 月分	勤続35年 39.76 月分 47.71 月分
最高限度 47.71 月分 47.71 月分	最高限度 47.71 月分 47.71 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
(退職時特別昇給) 無	(退職時特別昇給) 無
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 2,419 千円 21,057 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(対象者が0人又は少数の場合は非公表としています。)

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都の特別区に属する地域	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5 年度 決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5 年度 決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5 年度)	0.0 %			
手当の種類 (手当数)	なし			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度実績)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度 決算)	47,721 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5 年度 決算)	620 千円
支給実績 (R4 年度 決算)	45,333 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4 年度 決算)	596 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間に ある子 1人につき5,000円加算	同	—	10,077 千円	226,447 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	5,217 千円	299,541 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	7,516 千円	97,821 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて51,700円～113,600円を支給	異	役職により俸給月額25/100以内を支給(国の制度)	4,789 千円	798,200 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	2,535 千円	316,876 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	18 千円	18,000 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	1,827 千円	67,235 円

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
R5年度	千円 16,332,851	千円 △ 61,447	千円 5,598,383	% 34.3	% 36.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
R5年度	人 779	3,013,445	1,414,485	1,170,453	5,598,383	千円 7,187

(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
千円 7,408

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 市	41.0 歳	317,915 円	598,886 円
団 体 平 均	41.6 歳	343,447 円	612,369 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(うち医師)

	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	48.2 歳	555,567 円	1,511,508 円
団体平均	41.6 歳	563,285 円	1,369,105 円

(うち看護師)

	平均年齢	基本給	平均月収額
看護師	40.4 歳	286,941 円	494,986 円
団体平均	39.0 歳	304,490 円	499,506 円

(うち事務職員)

	平均年齢	基本給	平均月収額
事務職員	39.3 歳	294,479 円	507,834 円
団体平均	48.4 歳	370,022 円	587,088 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		熊本市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,490 千円		1,597 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	
管理職加算 5~25%		管理職加算 5~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

病院事業			熊 本 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24.59 月分	勤続20年	19.67 月分	24.59 月分
勤続25年	28.04 月分	33.27 月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71 月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	1,108 千円	19,868 千円	1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(対象者が0人又は少数の場合は非公表としています。)

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		84,904 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		963,909 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師(歯科医師含む)	16 %	87 人	16 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		296,562 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		436,763 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)		96.2 %		
手当の種類(手当数)		9種(13手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度実績)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	職員が放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	1,818,150円	日額 230円
感染症作業手当	職員	職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は管理者がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させる作業に直接従事したとき又は感染症の患者を入院させるための病棟において看護業務若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額 290円
特別作業手当	医師、臨床検査技師	熊本市立熊本市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する医師及び臨床検査技師が死体解剖に直接従事したとき。	2,500円	1体につき 2,500円
同上	職員	職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	0円	日額 200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	0円	日額 500円 (夜間 750円)

夜間看護等手当	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。)における看護業務に直接従事したとき。	133,720,550円	勤務1回につき7,300円以内
同上	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する医療に従事する職員のうち、救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する医療に従事する職員のうち管理者が定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務時間帯その他に関し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に直接従事したとき。	3,667,680円	勤務1回につき1,620円
同上	熊本市立熊本市市民病院に勤務する医療に従事する職員のうち管理者が定める職員	熊本市立熊本市市民病院に勤務する医療に従事する職員のうち管理者が定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において自宅等に待機を命じられ、入院患者の病状の急変等への対応その他これらに伴う業務に直接従事したとき。	1,596,000円	1回につき21,000円
医療等業務従事手当	病院事業医療職員給料表の適用を受ける職員及び管理者が定める職員		172,315,922円	月額120,000円以内
緊急診療等手当	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する医師でその職務の級が4級の職員(副院長(植木病院副院長を除く。)及び植木病院の院長に限る。)及び5級の職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者の診療、入院患者の病状の急変等への対応その他これらに伴う業務に直接従事したとき。	1,795,000円	日額20,000円以内
夜間ウォークイン診療等手当	熊本市立熊本市市民病院又は熊本市立植木病院に勤務する医師でその職務の級が4級の職員(副院長(植木病院副院長を除く。)及び植木病院の院長に限る。)及び5級の職員	救急患者に対応するため、救急外来において管理者が定める夜間の業務に直接従事したとき。	0円	勤務1回につき20,000円
休日深夜等の緊急手術等手当	熊本市立熊本市市民病院に勤務する職員のうち管理者が定める職員	休日深夜等の管理者が定める時間帯に、管理者が定める緊急を要する手術及び高度な処置に直接従事したとき。	3,021,000円	勤務1回につき3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度 決算)	560,514 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (R5 年度 決算)	817 千円
支給実績 (R4 年度 決算)	611,909 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (R4 年度 決算)	853 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間に ある子 1人につき5,000円加算	同	—	75,222 千円	268,649 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	異	家賃の額に 応じて 28,000円を 限度に支給	71,514 千円	313,772 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する 場合 運賃に応じて55,000円を 限度に支給 ○自動車などを利用する場 合 使用距離に応じて3,300 円～23,000円を支給	異	自動車など を利用する 場合の、使 用距離区分	43,927 千円	78,745 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職 に応じて51,700円～ 113,600円を支給	異	役職により俸 給月額 の25/100以 内を支給(国 の制度)	20,474 千円	1,023,720 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与 額に100分の125から100分 の150までの範囲内で支給	同	—	88,643 千円	320,746 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職 で、新たに採用された医療 職員は、採用の日から35年 以内の期間、月額309,200 円以内を支給	同	—	267,463 千円	3,071,341 円
特地勤務手当	○芳野診療所に勤務する 職 員給料月額の100分の1を 支給	異	俸給及び扶 養手当の月 額の合計額 の25/100以 内を支給 (国の制度)	46 千円	46,392 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400 円	2,405 千円	151,118 円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	194 千円	44,091 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する場 合、勤務1時間当たりの給 与額の100分の25を支給	同	—	59,161 千円	175,248 円